

# 「第10次鳥獣保護事業計画の策定」について

## (野生生物部会 中間報告)

### 鳥獣保護事業計画

都道府県の実施する鳥獣保護事業についての基本的な考えや施策の在り方を示す枠組みであり、環境大臣が定める基本指針に基づいて、都道府県が作成する5カ年の計画。

### 第10次鳥獣保護事業計画の概要

#### 基本理念

人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本理念とする。

#### 第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

#### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- ・第10次計画期間終了時の鳥獣保護区  
18箇所 12,801ha (期間内の新規指定予定 2箇所 2,180ha)
- ・第10次計画期間終了時の特別保護地区  
2箇所 110ha (期間内の新規指定予定 1箇所 40ha)

#### 第三 放鳥獣に関する事項

- ・キジを300羽(毎年)放鳥
- ・放鳥効果の調査結果をふまえ、放鳥数の調整等事業の見直しを行う。

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・鳥獣捕獲の許可等の権限の委譲  
鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、市町村長への指示を行う。
- ・わなの使用に当たっての新たな基準  
獣類捕獲目的のくりわなの基準の設定  
とらばさみの使用禁止
- ・特定計画対象地での有害鳥獣捕獲  
原則として「特定計画に基づく数の調整」による捕獲を行う。
- ・愛がん飼養目的の捕獲の制限  
メジロのみ捕獲を認める(ホオジロの捕獲禁止)

#### 第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

学校や通学路、子供の遊び場となっている空き地、自然観察路及び野外レクリエーションなどの目的のため利用者の多い場所など、わな猟による事故発生のおそれの高い地区については、わな猟に伴う危険予防のため必要に応じて、特定猟具使用(わな猟)禁止区域の指定を進める。

第10次計画期間終了時の特定猟具使用(銃猟)禁止区域  
75箇所 120,899ha (期間内の新規指定予定 1箇所 390ha)

#### 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

- ・イノシシ、ニホンジカについて特定計画を作成する。  
計画期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。
- ・府、市町村、集落単位等で特定計画の目的を効果的・効率的に達成するため、必要に応じ実施計画を作成することができる。

#### 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

- ・鳥獣保護行政の適正な推進を図るため、鳥獣の生息状況の調査を積極的に実施し、科学的データの収集・蓄積に努める。
- ・鳥獣保護対策調査、狩猟関係調査、有害鳥獣対策調査

#### 第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

愛鳥モデル校の指定期間を3年間とする(継続更新は可)

#### 第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

鳥獣保護に携わる職員や鳥獣保護員を育成するため、研修等の実施による専門的知識の向上を図る。

#### 第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

鳥獣の区分の新設  
希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣

#### (参考) 今後の審議スケジュール

11月21日 環境審議会中間報告 1月下旬頃 第4回野生生物部会(予定)  
12月頃 パブリックコメントを実施(予定) 3月中旬頃 環境審議会報告・答申(予定)  
12月下旬頃 第3回野生生物部会(予定)